

市第 79 号議案

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の 一部改正

○横浜市学齢児童生徒就学奨励条例の一部改正

1 趣旨

就学援助制度については、入学後に申請を受け、認定審査を経て 7 月下旬に支給していますが、小学校の入学準備費について、入学前の 3 月に支給できるようにするため条例を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 奨励金を受けることのできる者

現 行：在学する学齢児童等の保護者

改正内容：入学予定の学齢児童等の保護者も対象とします。

(2) 交付申請及び奨励金交付

現 行：在学する学校の校長を経由

改正内容：現行の学校経由を基本としますが、教育委員会が必要があると認める場合を加えます。

(3) 入学準備費支給時期等

ア 小学校(平成 31 年実施)

支給対象者：平成 31 年 4 月に小学校に入学する未就学児の保護者

支給時期：平成 31 年 3 月

※平成 30 年 4 月新入学生は、入学後 4 月に申請を受付け、5 月に支給

イ 中学校(平成 30 年実施)

支給対象者：平成 29 年度に就学援助を認定されている小学校 6 年生児童の保護者

支給時期：平成 30 年 3 月(第 3 期分支出時)

3 条例の施行予定日

平成 31 年 3 月 1 日

なお、この条例に基づく就学奨励金の交付申請手続等(準備行為)については公布の日から施行

○横浜市就学奨励対策審議会条例の一部改正

1 趣旨

当該条例において、調査審議対象者が「学令児童、生徒」となっています。小学校入学前の入学準備費交付について調査審議できるようにするため、条例を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 調査審議対象

現 行：学令児童、生徒

改正内容：学齢児童及び学齢生徒(就学予定者を含む)とします。

3 条例の施行予定日

公布の日から施行

<裏面あり>

就学奨励費の中学校入学準備費の入学前支給に基づく増額補正

○就学奨励費 191,686 千円

(内容)

就学奨励費のうち、中学校入学準備費について、現行の入学後支給から入学前支給に切り替えます。

これに伴い、従来から実施している29年度入学者分に加え、30年度入学者への入学前支給に係る予算が必要となるため、増額補正を行います。

単位:千円

事業名	12月補正前 現計予算	補正額	補正額				備考
			国費	その他	市債	一般財源	
教育指導振興費	5,006,521	191,686	-	-	-	191,686	
就学奨励費	1,961,487	191,686	-	-	-	191,686	支給対象者数 4,052人→8,096人 (4,044人増) 支給単価:47,400円

新 旧 対 照 表 (案)

(名称) 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由のため就学困難な学齢児童及び学齢生徒(以下「学齢児童等」という。)の就学を奨励することを目的とする。</p> <p>(奨励金を受けることのできるもの)</p> <p>第2条 この条例により就学奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けることのできる者は、横浜市内に居住し、市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校に在学する学齢児童等の保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けていない生活困窮者とする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、就学奨励金交付申請書(以下「申請書」という。)を学齢児童等の在学する学校の校長を経て教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請があったときは、校長は家庭の事情に関する調書を作成し申請書に添付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(第4条、第5条省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定の趣旨を踏まえ、経済的理由のため就学困難な学齢児童(市立小学校又は市立義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。)及び学齢生徒(市立中学校又は市立義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。)(就学予定者(翌学年の初めから市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に入学しようとする者をいう。))を含む。以下「学齢児童等」という。)の就学を奨励することを目的とする。</p> <p>(奨励金を受けることのできるもの)</p> <p>第2条 この条例により就学奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けることのできる者は、横浜市内に居住する学齢児童等の保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けていない生活困窮者とする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、就学奨励金交付申請書(以下「申請書」という。)を学齢児童等の在学し、又は入学しようとする学校の校長を経て教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請があったときは、校長は、必要に応じて家庭の事情に関する調書を作成し、申請書に添付するものとする。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、委員会が必要であると認める場合には、申請書を当該校長を経ないで委員会に提出することができる。この場合において、委員会は、奨励金の交付を受けようとする者に対し、家庭の事情に関する申告を求めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(第4条、第5条まで省略)</p>

新 旧 対 照 表 (案)

(名称) 横浜市学齡児童生徒就学奨励条例

旧	新
<p>(奨励金の交付)</p> <p>第6条 奨励金は、学齡児童等の在学する学校の校長を経て交付する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(奨励金の交付)</p> <p>第6条 奨励金は、学齡児童等の<u>在学し、又は入学しようとする</u>学校の校長を経て交付する。<u>ただし、委員会が必要があると認める場合は、当該校長を経ないで交付することができる。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p><u>附 則 (平成29年12月条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は平成31年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の横浜市学齡児童生徒就学奨励条例の規定に基づく就学奨励金の交付の申請の<u>手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></u></p>